

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和 6 年 5 月
経 営 局

1 改正の趣旨

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）は、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「農協法」という。）及び農業協同組合法施行規則（平成 13 年農林水産省令第 148 号。以下「農協法施行規則」という。）に基づき、総会における議決権の行使及び臨時総会の招集請求について、定款の定めるところにより、メールによる送信等の電磁的方法により行うことができることとされている一方で、ウェブサイト等を経由した受信者のサーバへの書込み（以下「ウェブ電子投票」という。）による方法によってはできないこととされている。今般、ウェブ電子投票の活用が社会的に広がっている中、組合運営の合理化・組合員の議決権行使の利便性の向上のため、組合の判断により、ウェブ電子投票を可能とするよう、農協法施行規則の改正を行うものである。
- ② 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和 3 年法務省令第 45 号）により、株主総会参考書類等について、電子提供措置制度における書面交付請求をした株主に交付する書面に記載することを要しない事項及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項が拡大された。農協法に基づく電子提供措置制度及びウェブ開示制度は、会社法にならって措置されているところであり、組合の判断により、会社法と同様の措置をとることができるよう、農協法施行規則の改正を行うものである。
- ③ 農協法第 10 条第 1 項第 11 号（医療に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）は、公的医療機関として地域医療の一翼を担っているところ、厚生連の常勤役員には、医師、歯科医師であっても農協法第 30 条の 5 第 1 項に規定する、「他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならない」旨の兼職・兼業規制が課されている。中長期的な人口減少・高齢化の進行及び医療ニーズの質・量の変化を見据え、地域ごとに医療機関の機能分化・連携について検討されている中で、組合員のニーズを踏まえた病床や病院の再編、医療関係従事者の確保を進めていくには、厚生連の常勤役員（医師・歯科医師に限

る。)に医師会等の医療関係団体との兼職を可能とすることにより医療関係団体との連携を深めていく必要があることから、改正を行うものである。

2 改正の概要

① 電磁的方法による議決権の行使

総会における議決権の行使及び臨時総会の招集請求において、定款の定めるところにより、ウェブ電子投票による電磁的方法を可能とするよう措置する（農協法施行規則第19条第1項第1号）。

② 電子提供措置事項記載書面に記載しないこととできる事項及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象拡大

事業報告に記載又は記録すべき事項のうち事業の経過及びその成果、対処すべき課題、補償契約に関する事項及び役員等賠償責任保険契約に関する事項、貸借対照表及び損益計算書に記載又は記録すべき事項を、定款に定めることにより、電子提供措置事項記載書面に記載しないこととできる事項及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象とできる事項として規定する（農協法施行規則第157条及び第163条の4）。

③ 兼職規制の緩和

厚生連の理事（医師及び歯科医師である理事に限る。）に係る特例を追加し、当分の間、これらの理事に係る兼職規制を緩和し、医療関係団体等の役員及びこれらが設置する委員会等の構成員並びにほかの法人で医師として従事することが可能となるよう措置する（農協法施行規則附則第1条の2）。

3 今後の予定

公布・施行：令和6年7月